

# 第1章 計画の策定について

## 1 策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、さらには経済や社会のグローバル化などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティ\*の希薄化など、社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境はますます複雑化しています。

こうした中、国においては、平成18年に教育基本法（以下「法」という。）が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け、示された基本理念の実現に向けて法第17条第1項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、今日、教育改革を最重要課題のひとつとした取組みを進めています。

加えて、平成29年3月に公示された新たな学習指導要領\*では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの学校教育は新たな段階を迎えます。

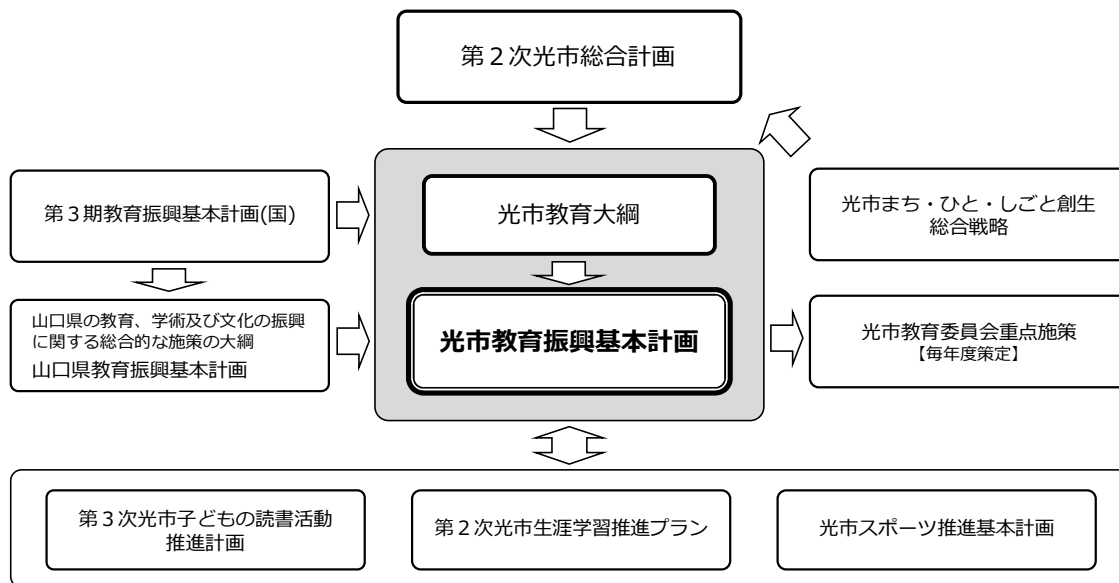
光市では、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2次光市総合計画\*を平成29年3月に策定し、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望した教育施策の推進など総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。

また、時期を同じくして光市総合教育会議\*において、本市の教育の基本理念、教育目標、基本目標等、教育振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱\*」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携のもと、総合的に教育行政を推進しているところです。

この「光市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「光市教育大綱\*」を踏まえ、中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

## 2 位置付け

本計画は、法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、「光市教育大綱\*」を計画の中核とし、本市の最上位計画である第2次光市総合計画\*の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



## 3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から「第2次光市総合計画\*」及び「光市教育大綱\*」の終期年度となる平成33年度までの4年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
光市総合計画 後期基本計画				第2次光市総合計画					
		光市まち・ひと・しごと創生総合戦略							
				光市教育大綱					
								光市教育振興基本計画	